

# 香川県報



第 2 号

平成 18 年

1月10日(火曜日)

## 告 示

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

地方自治法施行令の規定による高松市、木田郡、香川郡及び綾歌郡の人口

（自治振興課）

一

●平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市における民生委員協議会の区域）の一部改正

（健康福祉総務課）

●平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部改正（二件）

（生活衛生課）

二

第四次香川県保健医療計画の変更

●公衆浴場入浴料金の統制額の指定等

漁港漁場整備法の規定による指定内容の改正

道路の供用開始（二件）

選挙管理委員会告示

公職選挙法施行令の規定による県議会議員の所属選挙区の変更

四

## 告 示

香川県告示第十三号

平成十八年一月十日から木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町及び綾歌郡分寺町を廃し、それらの区域を高松市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定による高松市の人口並びに同令第七十六条第一項第一号の規定による木田郡、香川郡及び綾歌郡の人口を次のとお

り告示する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市・郡の名称	人 口
高松市	四一七、九八六
木田郡	二八、七九四
香川郡	三、五三七
綾歌郡	四三、八九九

香川県告示第十四号

平成四年香川県告示第八百二十二号（丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市及び東かがわ市における民生委員協議会の区域）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から適用する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「及び東かがわ市」を、「東かがわ市及び三豊市」に改める。  
表に次のように加える。

三豊市	
高瀬地区	高瀬町上麻、下麻、羽方、佐股、上勝間、下勝間、上高瀬、新名、比地中、比地
山本地区	山本町辻、河内、財田大野、神田
三野地区	三野町大見、下高瀬、吉津
豊中地区	豊中町上高野、本山甲、本山乙、下高野、岡本、比地大、笠田笠岡、笠田竹田
詫間地区	詫間町松崎、詫間、香田、大浜、積、箱、生里、粟島、志々島
仁尾地区	仁尾町家の浦、仁尾
財田地区	財田町財田上、財田中

香川県告示第十五号

平成十六年香川県告示第七百九十一号(民生委員の定数)の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から適用する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋 武紀

「三 豊 郡

高 瀬 町 三五

山 本 町 一八

三 野 町 一九  
を削除し、

豊 中 町 三三

詫 間 町 三六

仁 尾 町 二〇

財 田 町 一五

「東かがわ市 九〇」を

「東かがわ市 九〇」に改める。

三 豊 市 一六六

香川県告示第十六号

平成十六年香川県告示第七百九十一号(民生委員の定数)の一部を次のように改正する。  
平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋 武紀

「牟 礼 町

庵 治 町 一六

香 川 郡

香 川 町 三三

香 南 町 一八

直 島 町 一一  
を

綾 歌 郡

綾 上 町 二一

綾 南 町 二七

国分寺町

二八

「香 川 郡

直 島 町 一一

綾 歌 郡 二一

綾 上 町 二七

綾 南 町 二七

「総 計 一、四六一」を

「総 計 一、三四三」に改める。

香川県告示第十七号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第十項の規定により、第四次香川県保健医療計画(平成十六年香川県告示第百十三号)を変更したので、同条第十三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋 武紀

(「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を香川県健康福祉部医務国保課において一般の縦覧に供する。)

香川県告示第十八号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成十八年二月一日から施行する。

平成九年香川県告示第四号(公衆浴場入浴料金の統制額の指定等)は、平成十八年一月三十一日限り廃止する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋 武紀

区 分	入浴料金(一人につき)
十二歳以上の者	三百三十円
六歳以上十二歳未満の者	百二十円
六歳未満の者	六十円

香川県告示第十九号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第五項の規定に基づき、第二種漁港の指定内容の一部を次のように改める。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋武紀

所在地	漁港の区域
高松市	水 域
	陸 域

高松市庵治町字荒浜六〇三番に設置された標柱（イ点）から一八三度三分七二六メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、ロ点から一〇五度三分四三〇メートルの地点（ハ点）に引いた線（ロ線）及び陸岸により囲まれた海面

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から八六度三分一〇〇メートルの地点（ニ点）に引いた線、二点から一六八度三分二〇〇メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から七〇度三分三五八メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から一四七度三分七三三メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から六〇度七八メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から一五一度一七六メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から一六〇度二七八メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ヌ点から一七八度三分九八メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から一九一度三分一五〇メートルの地点（ヲ点）に引いた線、ヲ点から二七七度三分五二メートルの地点（ワ点）に引いた線、ワ点から二四三度五八メートルの地点（カ点）に引いた線、カ点から一九五度三分一三三メートルの地点（ヨ点）に引いた線、同欄に規定する八点からヨ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域。ただし、保安林を除く。

香川県告示第二十号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋武紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一 道路の種類 国道（一般）			
二 路 線 名 美馬塩江線（七号）			
三 道路の区域			
一 道路の種類 国道（一般）			
二 路 線 名 四百三十六号			
三 道路の区域			
四 供用開始の期日 平成十八年一月十日			
香川県告示第二十一号			
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。			
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。			
平成十八年一月十日			
香川県知事 真鍋武紀			

